

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0585-35-2977

担当者 下記の者が担当させていただきます。ご不明な点は、何なりとおたずね下さい。

佐久間 由美子 伊藤 美保
 鳥本 智子 河瀬 麻美

2. プラザ21おおの居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所指定番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人社団康誠会 プラザ21おおの居宅介護支援事業所
所在地	岐阜県揖斐郡大野町南方二度桜191番地
介護保険指定番号	2172600401
通常の事業実施地域	揖斐郡大野町 捱斐郡揖斐川町 (旧谷汲村、旧久瀬村、旧春日村、旧坂内村、旧藤橋村を除く) *上記地域以外の方要相談

(2) 事業所の主な職員体制

	氏名	勤務	業務内容
管理者 主任介護支援専門員	佐久間 由美子	(専従)	指定居宅介護支援業務 業務の管理
主任介護支援専門員	伊藤 美保	(専従)	指定居宅介護支援業務 虐待防止担当者
介護支援専門員	鳥本 智子	(専従)	指定居宅介護支援業務、 感染症・災害対策担当者
	河瀬 麻美	(専従)	指定居宅介護支援業務

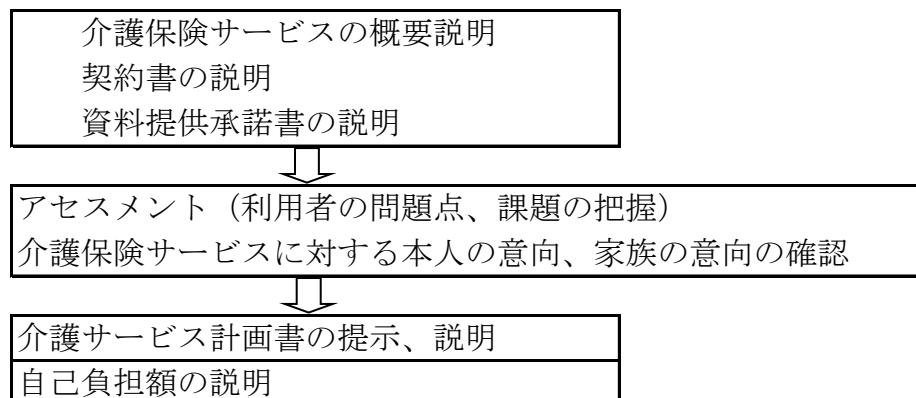
(3) 勤務体制

月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時00分
土曜日	午前8時30分～午後12時30分

*日曜日、国民の祝日及び12月30日～1月3日は休業

*24時間体制にて受付

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの主な内容



4. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- (1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適切に利用者または家族に対して提供するものとします。
- *特定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事ができます。
- *特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求める事なく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- *居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- *ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下の2点について、利用者又はその家族に対し説明を行い理解を得るよう努めます。
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合。
 - ・前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所者によって提供されたものの割合。
- *訪問介護（生活援助）の利用回数が多いケアプランについて、利用者の意向や状態にあったサービス提供につなげられるよう行政や会議において点検・検証を行います。
- *サービス付き高齢者向け住宅における適切なサービス提供の確保のためケアプランの確認を行います。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- まずは、お電話でお申し込みください。当職員がお伺いします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ①ご利用者の都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出ください。いつでも解約できます。
- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむ得ない事情により、サービスを終了させていただく場合があります。
その場合は、終了1ヶ月前までに通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。
- ③自動終了
以下の場合は、双方の理由がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）となった場合。
 - ・ご利用者がお亡くなりになった場合。
- ④その他
ご利用者又はそのご家族が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

(3) 主治の医師および医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師（歯科医師を含む）および関係医療機関（入院中の医療機関の医師を含む）との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

①利用者の不測の入院に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証又はお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を貼り付ける等の対応をお願いいたします。

②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を教えていただきますようお願いいたします。

6. 利用料金

(1) 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、要介護状態に応じて1ヶ月あたり下記の自己負担が発生します。ただし、当事業所から居宅介護支援提供証明書を発行します。この証明書を後日住所地の役場（介護保険担当窓口）に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（I）	要介護 1 2	1, 086 単位
	要介護 3 4 5	1, 411 単位

居宅介護支援費（介護報酬）の算定構造

居宅介護支援費	居宅介護支援費（i）	要介護 1・2	1, 409 単位
	+ 特定事業所加算 (III) 323単位	要介護 3・4・5	1, 734 単位
加算項目	初回加算 入院時情報連携加算 退院・退所加算 緊急時等居宅カン ファレンス加算 ターミナルケア マネジメント加算 通院時情報連携加算 特定事業所医療 介護連携加算 特別地域居宅 介護支援加算 中山間地域居住者 サービス提供加算	300 単位/月 250/200 単位/月 450/600/750/900/回 200 単位/回 400 単位/月 50 単位/月 125 单位/月 15 %加算 5 %加算	新規・2段階以上の要介護区分変更時 病院・診療所に対する情報提供 退院・退所にあたって病院等との連携 病院の職員と共に居宅に訪問しサービス調整時 終末期の医療やケアに対するケアマネジメント 医師・歯科医師の診察に同席し連携をケアプランに記録 前々年度の3月から前年度の2月までにおいてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合 * 1に所在する事業所が居宅介護支援を行った場合 * 2に居住する利用者に対し居宅介護支援を行った場合

* 1 ①離島振興対策実施地域②奄美群島③振興山村④小笠原諸島⑤沖縄の離島⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域。

* 2 ①離島振興対策実施地域②奄美群島③豪雪地帯及び特別豪雪地帯④辺地⑤振興山村⑥小笠原諸島⑦半島振興対策実施地域⑧特定濃山村地域⑨過疎地域⑩沖縄の離島

* 居宅介護支援費基本部分同様、加算においても原則自己負担金は発生いたしません。ただし、交通費についてはこの限りではありません。

* 居宅サービス等の利用に向けて退院等にケアマネジメント業務を行ったものの死亡によりサービス利用に至らなかった場合、居宅介護の基本報酬を算定させていただく場合があります。

(2) 交通費

通常サービス提供区域（揖斐郡大野町、揖斐郡揖斐川町但し旧谷汲村、旧久瀬村、旧春日村、旧坂内村、旧藤橋村を除く）にお住まいの方は無料です。上記以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要になる場合があります。

(3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

要介護該当者の自己決定を尊重し「自立支援」を目標に、介護保険下での介護サービスを適切に利用できるよう、ご利用者の意向をもとに心身の状況、生活環境などを考え、サービスの種類、内容を定めるよう誠意をもって行います。

(2) サービス利用のために

事項	有 無	
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	—	居宅サービス計画ガイドラインによる
介護支援専門員の研修	○	随時、機会のある毎に実施します
契約後、ご利用者の都合で解約した場合の契約料	—	頂きません

8. サービスの内容に関する苦情

①当事業所ご利用者様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当	プラザ21おおの居宅介護支援事業所
TEL	0585-35-2977
介護支援専門員	佐久間 由美子
*24時間対応可	(時間外 0585-32-3456)

②ご意見箱へ

ご相談・苦情内容を記入した用紙を備え付けの「ご意見箱」にお入れ下さい。用紙の形式は自由ですし無記名での投函も承ります。

③その他

当事業所以外に、各市町村又は国保連合会の窓口に苦情を伝えることが出来ます。

大野町役場 電話番号 0585-34-1111
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話番号 058-275-9826

9. 公正中立な立場での業務実施について

当事業所は、ご利用者のサービス事業者選択への支援を行うにあたっては、ご利用者の希望、必要性に反して特定の事業者・法人への利益誘導を行うことがないよう、その選定または推薦に関しては公正中立に行います。

10. 秘密保持について

介護支援専門員その他の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は漏らしません。また、介護支援専門員その他従業者であった者が、従業者でなくなった後においても、秘密は保持されます。

1 1. 個人情報の利用について

- (1) 当事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理すると共に保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかにかつ適正に処分いたします。
- (2) 当事業所で得た個人情報は下記目的に限って使用いたします。
- ① 居宅介護支援業務および介護予防支援業務の遂行
 - ② サービス担当者会議での情報共有
 - ③ 各サービス担当者および主治医との情報共有
 - ④ 当事業所内でのカンファレンス・ミーティング
 - ⑤ 関連学会、研修会での匿名下での発表
 - ⑥ その他公官庁等の法律法令上の照会時
 - ⑦ 病院又は診療所に入院するに当たって、治療に有益と思われる心身の状況や生活環境等の当該ご利用者様に係る必要な情報提供
 - ⑧ 介護サービス情報公表制度における利用実績等の情報公表
- (3) なお、ご本人に生命の危機等重大な危険が迫っている場合は、この限りではありません。 (救急病院への情報伝達など)
- (4) また、利用目的が変更される場合は事前に変更事由を説明し、変更届に同意した上で利用変更いたします。

1 2. 事故発生時の対応等

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 3. 当事業所が所属する医療法人社団「康誠会」の概要

名 称	医療法人社団「康誠会」
代表者名	理事長 小林 浩司
所 在 地	岐阜県揖斐郡大野町南方二度桜191番地
電話番号	0585-35-0088

法人の介護保険法に係る事業内容

- 1 居宅介護支援 (当事業所)
- 2 介護老人保健施設 (プラザ21おおの)
- 3 短期入所療養介護 (プラザ21おおの)
- 4 通所リハビリテーション (プラザ21おおの)
通所リハビリテーション (マルシェ)
- 5 認知症対応型共同生活介護 (ケア・ガーデンおおの)
- 6 居宅療養管理・訪問看護・訪問リハビリ
(おおのクリニック [内科・小児科・外科])
- 7 福祉用具貸与事業所 あすなろ
揖斐郡大野町南方二度桜180番地1
- 8 認知症対応型共同生活介護 (ローズ・ガーデンおおの)
揖斐郡大野町瀬古232番地